

2022年5月26日

学校法人 大阪医科薬科大学  
理事長 植木 實 様

大阪医科薬科大学 教員・医師組合  
組合長 吉田秀司

## 2022年度上半期要望書

2022年度の上半期の要望書を提出いたします。2022年6月24日(金)までに文書でのご回答をお願いいたします。

### 要求内容

#### 1. 基礎系教員の労使協定違反状態の解消について

今年度の労使協定を締結する際、試験的にでも基礎系教員に対する勤怠管理と手当支給を開始することを確約して頂いて調印いたしました。準備の進捗状況と開始時期をお答えください。

#### 2. 自己研鑽の業務認定について

今年2月、岐阜市民病院において医師が行った論文執筆や学会の準備などの業務を労働と認め、時間外労働手当を未払い賃金として支給されました。同病院は「今後は上司の命令に基づくものかなど判断基準を明確にする」とコメントしています。大学や病院において、論文執筆や学会準備は業務であるとの認識が広がっていますが、これらの業務認定について見解をお聞かせください。

#### 3. 配布予定のスマートフォン端末の利用について

法人からの情報は主にグループウェアによって開示されますが、教員・医師の確認作業が対応期限に追いつかない事例が見られます。この対策として、新病棟稼働とともに配布されるスマートフォン端末の使用を提案いたします。配布された端末で院内・学内の WiFi ネットワークに接続できれば、業務効率の向上が見込めます。ご検討下さい。

#### 4. 休日の取り扱いについて

ハッピーマンデーの振り替え休日、土曜日の所定休日、年5日以上の有給休暇など、休日に関する制度の周知が十分になされおらず、また休暇を取得するのに苦労するような状況も見受けられます。これら制度を周知し、休暇を取得しやすい職場環境を実現するための対策をお聞かせください。

#### 5. 救命救急センター稼働による業務量増加対策について

昨年の団体交渉において、救命救急センターが稼働しても業務量は増加しないとの見解を伺いましたが、現場の医師からは業務量の増加を危惧する声が届いています。今一度、業務量変化予想を精査し、必要に応じて業務手当の新設を求めます。

#### 6. 助教(准)について

4月の人事発令において助教(准)を職階とした雇用が多く見られます。同一労働・同一賃金の原則に則れば助教(准)の就業規則は助教のものとは別に設けなければならないと考えますが、本学の対応をお聞かせください。

以上